

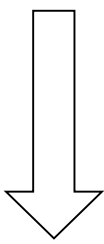
合併処理浄化槽を設置しようとする方へ

浄化槽の設置を思い立ったら

浄化槽を設置される時は、施主（設置される方）から建築業者又は浄化槽設備業者へご相談ください。

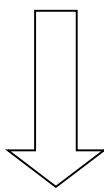
■設置の手順

① 市役所との協議



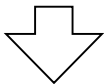
（糸島市上下水道サービスセンターへ別添「浄化槽設置申請意見書」を2部提出）
＜添付書類＞
位置図、字図、建物平面図、配置配管図、誓約書、浄化槽放流経路図面、その他市長が必要と認める書類
※浄化槽が設置できるか調査・確認するため、1週間～10日程度かかります。

② 保健福祉環境事務所（県）への届出



（筑紫保健福祉環境事務所へ「浄化槽設置届」を提出）
浄化槽設置届受理書を受領後
※補助を受けようとする場合、設置届受理後、補助金交付申請書を提出し、決定通知書の交付後工事着手
（事前着工は認められません）

③ 浄化槽の設置工事



浄化槽設置完了後

④ 保健福祉環境事務所（県）へ浄化槽設置届、使用開始届を提出

■合併処理浄化槽設置の補助を受ける場合

補助の対象：糸島市内の個人の専用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物）、

自治公民館及び保育所等で、50人槽以下の浄化槽

※ 事業所、建て売り分譲住宅、賃貸住宅などは対象外です。

※ 公共下水道の認可区域、集落排水の採択区域内は対象外です。

※ 既に補助金を受けて、10年以上経過していない場合は対象外です。

①市役所との協議時に、補助金申請するかどうかを確認します。

②保健福祉環境事務所への届出後、下水道課へ「浄化槽補助金交付申請書」を1部提出してください。

③「浄化槽補助金交付申請書」の内容を審査し、補助金の交付を決定します。

④補助金交付決定通知書の交付後、工事着工してください。事前着工は認められません。

⑤工事完了後、下水道課へ実績報告書を1部提出してください。

⑥実績報告書の内容を審査し、補助金確定決定通知書の交付後、施主から「補助金交付請求書」を受領した後、施主の指定口座へ補助金を振り込みます。

■補助金額

【個人設置の場合】

- ・5人槽 332,000円（限度額）
- ・6～7人槽 414,000円（限度額）
- ・8～10人槽 548,000円（限度額）

【共同設置の場合】

- ・10～50人槽 548,000～2,037,000円（限度額）

【令和6年度より追加となった補助項目】

□単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助金

- ・単独処理浄化槽撤去費用 120,000円（限度額）
- ・くみ取り便槽撤去費用 90,000円（限度額）
- ・配管設置工事費用 300,000円（限度額） ※新築は対象外

事前着工は認められません。

受付開始日は、国の交付金内示日以降となります。

予算の範囲内で交付決定します。

※詳細な要件、提出書類等は下記問合せ先にてご確認ください。

問合せ先：糸島市上下水道サービスセンター

TEL（092）332-2081（直通）

（092）323-1111（内線1742）

【合併処理浄化槽及び配管のイメージ図】

